

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和2年度 後期高齢者医療システム改修委託	
担当部・課名	健康部 保険年金課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 貝塚市協浜4丁目2番22号	
契約金額(税込)	759,000円	
契約締結日	令和3年3月1日	
契約期間	令和3年3月1日～令和3年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本市の住基情報等提供システム及び後期高齢者医療システムは、株式会社南大阪電子計算センターにより開発されたものである。また、当該システムと関連が深い、住民情報システム(住民基本台帳、外国人登録、国民健康保険、市民税等)の運用委託を行っているのも、当該業者である。 本システム改修については、すでに契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	介護保険システム介護報酬改定等対応業務委託
担当部・課名	健康部介護保険課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	3,740,000円
契約締結日	令和3年3月1日
契約期間	契約締結日～令和3年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本委託業務は、現在運用している本市介護保険システムについて令和3年4月1日より適用となる介護報酬改定等の改定について対応するものであり、同システムを同一業者以外のものに履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあるため、開発運用している株式会社南大阪電子計算センターでなければ対応できない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは南大阪電子計算センター株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民票等コンビニ交付システム連携業務委託	
担当部・課名	市民部 市民課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	11,550,000円	
契約締結日	令和3年3月4日	
契約期間	契約締結日から令和3年10月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>本委託業務は、新型コロナウイルスの感染リスクを抑制する観点から、住民サービスの向上と事務負担の軽減を図るため、「来庁させない窓口」の実現に向け、導入したコンビニ交付システムへの住民基本台帳データ（住民票・印鑑証明・税証明）を連携するためのシステム改修業務である。</p> <p>住民基本台帳システムについては、(株)南大阪電子計算センターが導入し、保守委託契約を締結している。住民基本台帳システムを改修し、コンビニ交付システムと連携構築及び保守管理を行える者は住基システム保守ベンダーの他にない。</p> <p>以上から、本業務を受注できるのは(株)南大阪電子計算センターの他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。</p>	
	随意契約理由	

## 随意契約案件及び理由書

契約案件名	証明書コンビニ交付システム連携保守業務委託	
担当部・課名	市民部 市民課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額(税込)	7,722,000円	
契約締結日	令和3年3月4日	
契約期間	令和3年11月1日から令和8年10月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>本委託業務は、新型コロナウイルスの感染リスクを抑制する観点から、住民サービスの向上と事務負担の軽減を図るため、「来庁させない窓口」の実現に向け、導入したコンビニ交付システムへの住民基本台帳データ(住民票・印鑑証明・税証明)を連携するためのシステムの保守業務である。</p> <p>住民基本台帳システムについては、(株)南大阪電子計算センターが導入し、保守委託契約を締結している。住民基本台帳システムを改修し、コンビニ交付システムと連携構築及び保守管理を行える者は住基システム保守ベンダーの他にない。</p> <p>以上から、本業務を受注できるのは(株)南大阪電子計算センターの他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。</p>	
	随意契約理由	

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	ファイル共有会議システム業務委託
担当部・課名	議会事務局 庶務課
契約相手方の名称 (商号) 及び所在地	東京インタープレイ株式会社 東京都中央区日本橋 2-10-8 日光ビル 7階
契約金額 (税込)	① 361,966 円 (税込) (システム導入設定費) ② 4,950,000 円 (税込) (システム運用使用費)
契約締結日	令和3年3月5日
契約期間	① 契約締結日から令和3年3月31日まで ② 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで (債務負担)
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>当該業務は、電子化したファイルを共有し、会議のペーパーレス化を行う会議システムの導入・運用の業務委託である。</p> <p>本市が要求していた本システムへの機能要求を満たしているか、また実際に本システムを使用するにあたり使いやすいかといったことを目的として業務委託の業者選定を行うにあたり、「阪南市ファイル共有会議システム業務委託業者選定委員」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとした。</p> <p>同選定委員会にて、本事業の目的・趣旨を踏まえた規格内容を提案していること及び適切な提案があったことが高く評価できるとして、上記契約相手方を本業務の委託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市共生の地域づくり推進にかかる実態調査業務委託	
担当部・課名	福祉部・市民福祉課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 京都府京都市右京区西京極西池田町9-5 西京極駅前ビル6F	
契約金額（税込）	2,090,000円（税込）	
契約締結日	令和3年3月5日	
契約期間	契約締結の日～令和3年9月30日	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<b>■ 第2号</b> <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <b>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</b>	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、第3期阪南市地域福祉推進計画及び共生の地域づくり推進事業の実施状況に基づき、これまでの取組みの評価、検証を行うとともに、市民や社会福祉協議会をはじめとする地域の関係団体・機関等が行う地域での取り組みや「ひきこもり支援」等市の支援策、計画目標実現のための実現方策等について検討するため、専門的知識や実績を有する事業者の実態調査業務を委託するものである。 豊富な経験と高い専門知識を有すると期待できる事業者からの企画提案を一定の基準で審査・選定するため、「阪南市共生の地域づくり推進にかかる実態調査業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、公募型プロポーザル方式により、事業者の選定を行うこととした。 選定委員会において、上記契約相手方が本事業の目的を踏まえた企画提案内容がなされ、高く評価できるとして、本事業の契約候補者として選定した。 以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	議会等 ICT 推進事業用ノートパソコンセットアップ業務委託	
担当部・課名	市長公室 秘書広報課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	㈱南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22	
契約金額（税込）	3,300,000円	
契約締結日	令和3年3月10日	
契約期間	令和3年3月10日 ~ 令和3年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	標記業務は、市議会や委員会の資料のペーパーレス化を目的に、本市管理職の職員向けに導入する「議会等 ICT 推進事業用ノートパソコン」のセットアップに係る作業を委託するものである。本業務は、当該パソコンを本市イントラネットシステムの配下で使用できるようにするために、既存サーバの設定作業を必要とする。さらに、万が一の障害発生時における迅速な復旧対応が必要不可欠であるため、本市イントラネットシステムを導入・構築した㈱南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。  以上のような理由により、本業務を委託できるのは㈱南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市立学校教科用図書（教師用）	
担当部・課名	生涯学習部 学校教育課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 葛城書店 大阪府和泉市下宮町243-2	
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額 4,814,652円）	
契約締結日	令和3年3月19日	
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において制作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	「教科書の発行に関する臨時措置法」等により、教科書発行会社は各学校への教科書供給業務を負っており、大阪府内の各学校においては、各教科書発行会社との教科書供給契約により大阪教科書株式会社（特約供給所）が唯一の供給元となっています。 また、各学校への供給は、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っています。 検定教科書に基づき発行される指導書についても、教科書に準じた取次として、各教科書発行会社との契約により大阪教科書株式会社が大阪府内全学校における唯一の特約供給所となっており、各学校への供給についても、大阪教科書株式会社と各取次供給所との契約により地域の代理店が行っています。 これにより、当該校の教師用教科書・指導書購入については、大阪教科書株式会社が発行している代理店証明書に基づき、特名随意契約をしています。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。



(様式1)

### 随意契約案件及び理由書

契約案件名	脱水汚泥等処分業務委託	
担当部・課名	市民部生活環境課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	三重中央開発株式会社 三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
契約金額（税込）	14,137,000円（執行予定額） @19,800円/t（脱水汚泥処分代）, @36,300円/t（清掃汚泥処分代）	
契約締結日	令和3年3月22日	
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、し尿処理施設から日々発生する脱水汚泥を一般廃棄物処理施設において受入及び処分（汚泥の再生処理ほか）するものである。 契約相手方となる三重中央開発株式会社は、近畿圏内で唯一、脱水汚泥等の受入、処理が可能な民間許可業者である。 また、本市は前年度と同様に、令和3年度一般廃棄物の継続搬入に伴う関係書類を伊賀市に提出し、事前協議を行っている 以上の理由により、本業務を委託できるのは三重中央開発株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。